

静岡県観光基本計画策定懇話会設置要綱

(目 的)

第1条 静岡県観光振興条例第11条に基づく観光の振興に関する基本的な計画(以下、「観光基本計画」という。)を策定するに当たって、より実効性の高い計画を策定するため、各分野に精通した委員からなる静岡県観光基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、観光基本計画の策定に関し、検討協議を行い、意見を具申する。

(委 員)

第3条 委員は、知事が委嘱する。

2 委員の数は、10名程度とする。

3 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(組 織)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 懇話会は公開とする。

(意見聴取)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。